

令和 6 年度

河内町立かわち学園いじめ防止基本方針



かわち学園

3 関係機関等との連携

- (1) 保護者
児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめ(疑い含む)が起こった場合、いじめを受けたとされる児童生徒といじめを行ったとされる児童生徒それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。
- (2) 地域
校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。
- (3) 関係機関
学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめを受けたとされる児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。
- (4) 学校等以外の団体等
塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめ(疑い含む)の連絡を受けた場合、その団体等の責任者と連携して対応する。
- (5) その他
いじめ(疑い含む)に関係する児童生徒が複数の学校等に及ぶ等の場合、関係する学校等が連携していじめの問題に対応する。

4 教職員研修の充実

- (1) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- (2) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のおいじめの再発を防止する。
- (3) SNS等インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。
- (4) いじめ解消についての認識の共有
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめが止んでいる状態が相当の期間継続(目安3ヶ月)していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けたとされる児童生徒、いじめを行ったとされる児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - ② いじめを受けたとされる児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けたとされる児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。当該児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで当該児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめを行ったとされる児童生徒については、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に見守りを続けていく。

5 重大事態への対処

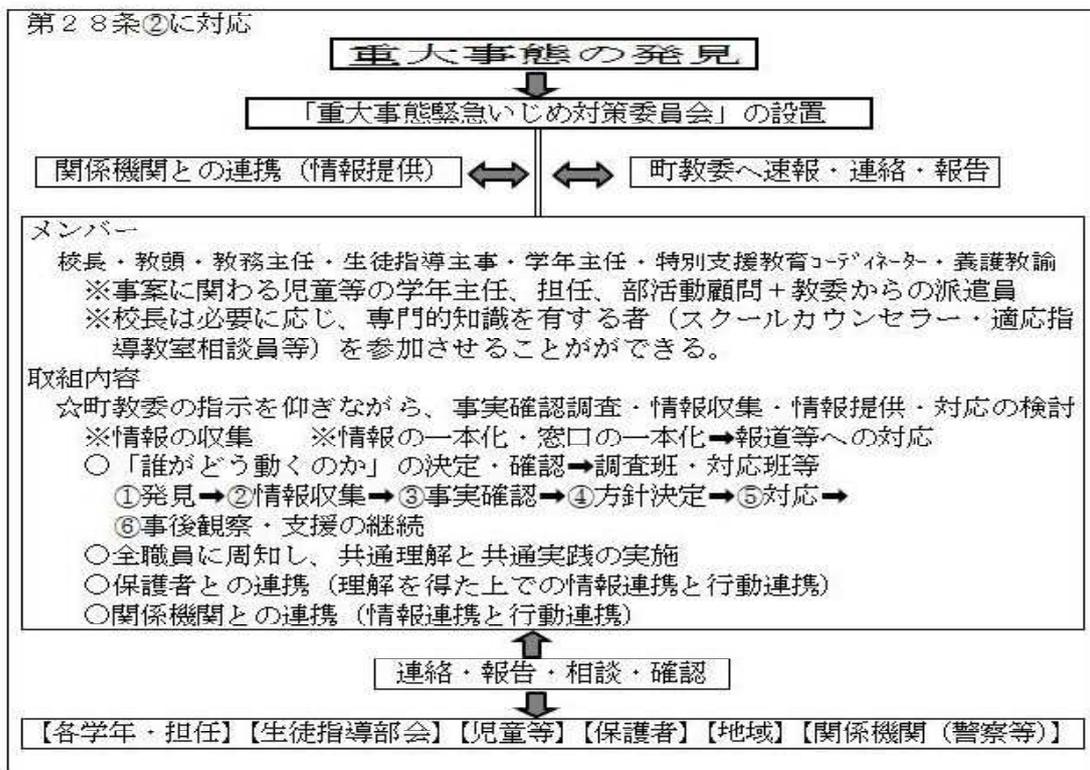
(1) 重大事態の定義

- | |
|--|
| ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(生命心身財産重大事態) |
| ○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校重大事態) |

- ※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ※不登校重大事態は、欠席日数が30日であることを目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、町教育委員会と相談し、迅速に調査に着手する。
- ※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態ととらえる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応 ※調査等の詳細は「河内町いじめ防止基本方針」参照

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けたとされる児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを行ったとされる児童生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめの周辺にいる児童生徒や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて町教育委員会と相談し活用する。
- ⑦ 必要・要望に応じて、再調査を行い、いじめを行ったとされる児童等及びその保護者並びに再調査委員会等へ進捗状況及び調査結果等を報告する。その際、プライバシーの保護や個人情報の取扱には十分配慮する。



6 その他の重要事項（取組の振り返り）

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止対策の取組（未然防止・早期発見・早期解消・再発防止）について学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し今後の取組に生かす。